

## 令和元年台風第19号に伴う企業年金の掛金納付特例について

このたびの台風により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、2019年11月1日付の厚生労働省告示により、令和元年台風第19号に伴う、確定拠出年金(DC)掛金の納付の特例(※1)、及び厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長(※2)が定められました。

※1 ○厚生労働省告示第159号「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190255&Mode=2>

※2 ○厚生労働省告示第161号「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190256&Mode=2>

(注) 確定給付企業年金(DB)については、掛金納付期限延長等に関する通知等は発出されておりませんが、各企業・基金様にて納付期限の延長等を実施することを検討されている場合についてはその旨厚生局にご相談ください。

当年金NEWSでは、これらの措置についてご案内いたします。

### 【内容】

- I. 確定拠出年金の掛金納付特例について
- II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について

\* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。  
 本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。  
 ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2019.11.6 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201911-170-0450-D)

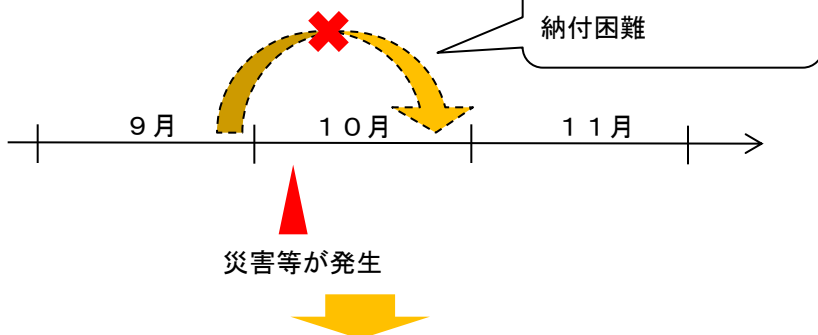
# I. 確定拠出年金の掛金納付特例について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域全体について、当該特例取扱いが企業型年金規約に規定されている場合、事業主掛金・企業型年金加入者掛金（いわゆる「マッチング拠出」）の納付期限が延長される仕組みです。

## 特例適用前

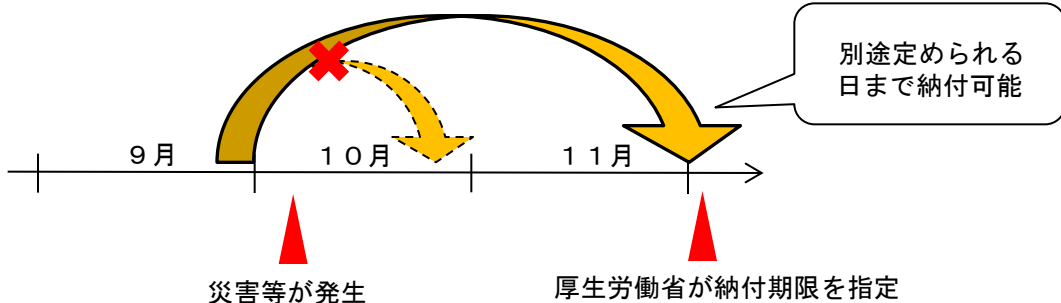
<図はイメージ>

○掛金を、翌月末日までに納付（追納不可）。



## 特例適用後

○災害等により、翌月末日での納付が困難な掛金については、厚生労働省が定める日までに納付可能とする。



○令和元年台風第19号で被災された地域の企業型DC実施事業所の事業主等に、この掛金納付特例が適用されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主 ○以下の地域に住所を有する企業型年金加入者（以下の住所に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者含む）	
	岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
	宮城県	角田市、伊具郡丸森町
	福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
	茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町、久慈郡大子町
栃木県	栃木市、佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町	

対象となる地域	長野県	<p>長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
---------	-----	--

対象となる掛金	○2019年10月12日から厚生労働省が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金
---------	--

延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）
----------	-----------------------------------

○なお、当該特例による掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない場合で、今般の特例を適用する必要がある場合、個別に厚生局に相談することとされています。（※）

※厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長事務連絡「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」（2019年11月1日）

## II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域に所在する事業所等については、健康保険料その他の社会保険料の納付などの期限を延長するものです。

○令和元年台風第19号で被災された地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金の掛金の納付または徴収等に対して、期限が延長されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金
	前ページ（確定拠出年金の掛金納付特例の対象地域）に同じ

対象となる掛金	○2019年10月12日以降に期限が到来する、存続厚生年金基金の掛金その他の徴収金等
---------	--

延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）
----------	-----------------------------------